

学校法人星美学園評議員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人星美学園（以下「学園」という。）の評議員会評議員が職務を執行した場合の職務執行報酬（以下「報酬」という。）及び職務執行のために要した職務執行費用（以下「費用」という。）の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 評議員が、評議員会に出席して職務を執行した場合は、その報酬として、評議員会1回につき1万円を支給する。ただし、職員を兼務する評議員及び理事を兼務する評議員には、支給しない。

2 評議員（職員を兼務する評議員及び常勤理事を兼務する評議員を除く。）が前項以外の個別の職務を執行した場合は、当該評議員に対し、前項とは別に、職務執行1時間につき1万円の報酬を支給する。

(費 用)

第3条 評議員が職務を執行するために旅費その他の費用を要した場合は、その実額を支給する。旅費の額については、学校法人星美学園（赤羽）旅費規程を準用する。

(支給方法及び支給日)

第4条 報酬及び費用は、当日、現金を交付するか、又は受給権者から支払請求を受けた後30日以内に、受給権者の指定する預金口座に振り込んで、支給する。

2 報酬の支給に当たっては、法令の定める控除すべき額を控除する。

(実施細則)

第5条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て細則により定める。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。